

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

第一号		指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号		指定に係る 道路の種類
令和二年 十二月十七日		指定の年月日
埼玉県蕨市錦町三丁目千八百八番一から 埼玉県蕨市錦町三丁目千五百九十四番九まで	埼玉県蕨市錦町三丁目千七百七番一から 埼玉県蕨市錦町三丁目千八百九番一まで	指定に係る道路の位置
十一・五	三十二・三	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇	十二・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)